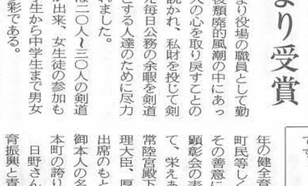

昭和52年
12日1日号
第１４２号
発行所　津奈木町役場
編集　総務課
印刷所　旭印刷所

町報 つなぎ

人口と世帯

11月1日現在

人口	6,343(－6)
男	3,046(＋1)
女	3,297(－7)
世帯	1,672(－3)

町では次のような事業を行っています

土木関係

一、大泊漁港海岸保全（大泊）
延長　一三八・六〇メートル
工期　五十三年三月三十日まで
業者　福浜建設
二、福浦漁港海岸保全（福浦）
延長　一〇九メートル
工期　五十三年二月二十八日まで
業者　福山建設
三、金山線道路新設（中尾）
延長　六十一・一〇メートル
工期　五十三年二月二十八日まで
業者　福長建設
四、男島線舗装（一工区）
延長　五八〇・五〇メートル
近日入札予定
五、男島線舗装（二工区）
延長　四六七・九〇メートル
工期　五十三年三月二十八日まで
業者　諌山工業
六、男島線側溝（一工区）
延長　三五〇メートル
工期　五十三年二月二十八日まで
業者　福山建設
七、男島線側溝（二工区）
延長　一八〇メートル
工期　五十三年二月二十八日まで
業者　大園組
八、男島線排水路
延長　一六〇メートル
工期　五十三年一月二十一日まで
業者　大富建設
九、内野線道路新設（上下門）
延長　二〇〇メートル
近日入札予定
十、舞鶴公園新設
近日入札予定
十一、51災町道日ノ越線災害復旧外9件
工期　五十二年十二月十日まで
業者　今田建設外9業者
十二、52災辻線災害復旧外10件
近日入札予定
十三、津奈木小学校非常用渡り廊下
工期　五十三年二月十日まで
業者　博美建設
十四、津奈木幼稚園事務室増築
工期　五十二年十一月二十日まで
業者　今田建設
十五、津奈木小学校床貼替
工期　五十二年十一月二十日まで
十六、平国小学校建築地質調査
工期　五十二年九月一日
業者　双葉工務店
十七、平国小学校敷地造成測量設計委託
工期　五十二年九月二十日まで
業者　アジアプラニングKK
十八、津奈木小学校体育館補修
工期　五十二年九月二十日まで
業者　今田建設
十九、平国小学校造成
用地取得と一部工事着手予定

土地改良区関係

一、母子農道新設（二工区）赤崎
延長　四四一・一〇メートル
（内二五三・五〇メートル舗装）
工期　五十三年三月十日まで
業者　大園組
二、母子農道新設（三工区）赤崎
延長　五〇六・六〇メートル
工期　五十三年三月十日まで
業者　野崎土木
三、柞丸農道舗装（福浦）
延長　四二九・四五メートル
工期　五十三年一月二十日まで
業者　博美建設
四、西追線集落道舗装（浜崎）
延長　五六〇メートル
工期　五十三年一月二十日まで
業者　博美建設
五、新立線集落道（大泊）
延長　八〇メートル
工期　五十三年二月二十日まで
業者　大園組
六、大泊川集落排水（大泊）
延長　一二〇メートル
工期　五十三年二月二十日まで
業者　大園建設
七、白ケ浦支線集落道舗装（小津奈木）
延長　四六四メートル
近日入札予定
八、諏訪農道新設（中尾）
延長　九一・八〇メートル
工期　五十二年十月十五日まで
業者　坂口建設
九、笹追農道舗装（倉谷）
延長　一四〇メートル
工期　五十二年十一月四日まで
業者　江口建設
十、山野農道舗装（赤崎）
延長　一五〇メートル
工期　五十二年十一月十五日まで
業者　村上建設
十一、芋川農道舗装（古中尾）
延長　一五〇メートル
工期　五十二年十一月十五日まで
業者　坂口建設
十二、高野農道改良新設
延長　二〇〇メートル
工期　五十三年一月三十日まで
業者　福長建設
十三、頭石農道新設（赤崎）
延長　二六〇メートル
近日入札予定

諏訪農道（起点）

教育委員に

浜田荘平氏

浜田荘平氏

就任挨拶

教育委員を命ぜられ、深く感動しているところであります。本町は昔から教育村と言われ、歴代町村長は教育熱心でありました。私は其の名に恥じない教育委員でありたいと、今後の努力を願うとともに勉強してみたいと思います。

教育の重要性は今更申す迄もありません。戦後GMP等と、自由世界において世界第2位に復興したのも、明治維新以来世界に類のない義務教育の充実によるものであると思います。現在の高校の進学率等考える時、本町の教育もそれに相応しいものでなければなりません。学校での教育が如何に完璧であっても、それに相応しい社会であるかと問われた時、「あゝそうだ」と言える環境でしょうか。私達が学んだ教育理念と現代社会がどんなにかけ離れているかをまのあたりに見る時、憂慮にたえないものがあります。如何に完たる教育制度が出来ていても、教育は学校の先生だけが受持っている等とは考えてはならない。一個人が一家庭が如何に熱心であっても、それに相応しい環境でなければ、真の教育は達成出来るものではありません。町民の皆さん絶大な御支援をお願いします。

監査委員に

福島峯雄氏

福島峯雄氏

就任挨拶

此度津奈木町監査委員を命ぜられ、其の責任の重大なるを痛感して居る次第で御座います。

監査委員の仕事の内容を検討すればする程広く多岐に渡り、そして複雑であります。其の内容こそ専問的知識と経験が必要であると言う事を痛感して居ると同時に、今後益々其の責務と知識を広めるべく、研修の必要性を自認して居る次第であります。概して申し上げますならば、監査委員は地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査して行く訳ですが、其の内容とするものは現金出納の検査及び公金収納等の監査及び事務処理の能率化、組織運営の合理化の趣旨に則ってなされているか、如何かという事が、監査の主な眼目だろうかと思います。

けれ共特に津奈木町の場合都市への人口流動に伴い過疎地域である本町である上に、産業発展に乏しく自力経済にての町発展は中々至難の業というべきであります。

津奈木町政は現在町の発展を促進するため現在そして将来の展望に立って、企業誘致や農林水産等の基盤整備事業、産業経済の振興住民福祉の充実、教育文化の振興等を目標としている解ですけれ共基盤となるものは、何をいっても財源でしかあり得ない解でありまして、斯くは昭和五十一年度に於いて全歳入額の二六・九パーセントと誠に貧弱なものでありまして、依存財源が七三パーセントにもなる解で其の財源全体の配分如何に依っては、町政の理想像も崩れる解であります。町発展は全住民が願って居る所であり、そして又寄与する所も大である解であります。

監査の執行にあたってはそうした諸々の事情を踏まえ乍ら監査基準に基づきそして又予算決議の趣旨を尊重しつゝ町民福祉の増進の観点から厳正公平を旨として、総合的成果をあげ得る様、職責を全うして行き度いと思って居ります。

最後に申し度い事は監査委員は常に施政者と住民の中に立って監査を執行して行く事であり、地方公共団体の監査は指導的監査を建前として執行して行く積りではあるけれ共その監査対象にある責任者は忠実に町発展の為に日夜研讃努力あらん事を願うものであります。

年末年始の交通事故防止運動

本年もおし迫って参りましたが毎年、年末年始には、荷物輸送量の増加、帰省客等により交通量が増しますが、さらに気ぜわしさなど、心理的にも交通事故発生の要因が多くなります。つきましては、次のとおり年末年始の交通事故防止運動が実施されますので、皆さんの御協力をお願いします。

一、目　的

交通量の増加に伴う交通のふくそう、無謀運転など交通事故発生の要因が多くなる年末年始において、県民総ぐるみの交通事故防止運動を展開し、交通安全意識を高め、正しい交通ルールを定着させることによって交通事故を防止することを目的とする。

二、運動の重点

㈠無謀運転（とくに飲酒運転）の追放

㈡夜間の事故防止

となっています。

三、本町における昨年末の事故

㈠事故件数　三件　傷者五名

交通違反者は

水俣警察署における、本年一月〜十月までの違反者はつぎのとおりです。

記

一位	速度違反	一、八九二件
二位	ハミ禁違反	四五五件
三位	飲酒違反	八八件
四位	無免許	五一件

以上は重大事故に深い関係になる可能性があります。皆さん、法規を守り無事故無違反で、平和な家庭を作りましょう。

ひとくちメモ

〝交通事故　とくに多い十二月〟

昨年十二月の交通事故による全国の死者は八百六十六人で、月別の最高でした。

死亡事故のトップは、スピードの出し過ぎによるものです。

また交通ルールの違反者をみても、その半数近くはスピード違反です。

剣道の日野忠延さん 日本顕彰会より受賞

日野忠延氏

日野忠延さんは、十一月八日東京都笹川記念会館二階、国際会議場において、常陸宮殿下同妃殿下の御臨席の場で表彰状を受与されました。

氏は謹厳実直な人で、昭和二十三年三月より役場の職員として勤務し、戦後頽廃的風潮の中にあって、日本人の心を取り戻すことの必要性を説かれ、私財を投じて剣道具を揃え毎日公務の余暇を剣道を学ぼうとする人達のために尽力してこられました。

最近では二〇人〜三〇人の剣道クラブ員が出来、女生徒の参加もあり、小学生から中学生まで男女入混って多彩である。

この間三十年剣道の振興と青少年の健全育成に貢献された功績は町民等しく認めるところであり、その善意に対し今回財団法人日本顕彰会の表彰選委員会の審査を経て、栄えある受賞者と決定され、常陸宮殿下同妃殿下を初め福田総理大臣、厚生大臣など各界の来賓出席のもとで表彰されたことは、御本人の名誉はいうまでもなく、本町の誇りでもあります。

日野さんの今後益々健康で町体育振興と青少年育成に御尽力下さるようお願い申し上げます。

＊十二月二十日は集合税第七期の納期日です

歳末助け合い運動期間十二月一日〜十二月三十一日

人権相談所開設

一、日時　昭和52年12月2日
10時より15時まで

一、場所　津奈木町公民館

一、担当者（人権擁護委員）田上一智、松本チホ（法務局職員）福島憲昭、淵田重

こんなことでお困りの方は、是非ご相談下さい。

（人権問題）生活権侵害、酷使待遇、強制圧迫、名誉侵害、村八部

（心配ごと）借地、借家、金銭貸借、損害賠償、遺言、相続、離婚、扶養、登記、戸籍

民放中継局 年内放送開始

昭和五十年八月、NHK津奈木・赤崎の両中継局が開局し、NHKに限っては鮮明な画像が見られる様になりましたが、民放（RKK・TKU）は、相変らずのチラチラでイライラの連続でした。

町では、再三に亘り両放送局に中継局の設置をお願いしていました所、実情を良く御理解戴き此の程両放送局とも中継局開局の決定を致されました。近日中に工事着工、年内放送開始の予定です。

本開局に御尽力下さった各関係者、及び放送局の担当の方々に心から感謝申し上げます。

産業別 最低賃金改正

熊本県産業別最低賃金（卸売業・小売業、窯業・土石製品製造業、木材・木製品家具・装備品製造業、機械・金属製品等製造業及び自動車整備業、食料品製造業、繊維産業、出版・印刷・同関連産業）すべてが改正され、来る十二月二十五日から効力を発生することになりました。

このため、各産業別最低賃金の適用をうける労働者を使用する使用者は、この最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。又常時作業場の見易い場所に掲示する等の方法で労働者に周知を図る義務があります。

詳しくは、熊本労働基準局（電話、熊本－五五－三一八一番）へ照会して下さい。

なお産業別最低賃金額は、次のとおりです。

卸売業・小売業	二、三六五円
土石製品製造業	二、四七〇円
木材・木製品製造業	二、二八〇円
食料品製造業	二、二八五円
出版・印刷関連業	二、二八五円
繊維産業	二、三三〇円
機械金属製品製造及び自動車整備業	二、四五〇円

無縁墳墓改葬についてお知らせ

菊池郡大津町長から、大津町内の下水迫墓地、源場墓地、下源場墓地、飛宮墓地にある無縁墳墓を当町内に縁故者があれば十二月十五日まで、菊池郡大津町役場（TEL〇九六二九の三の三一一一内線二三）に届け出られるよう依頼がありましたからお知らせします。

なお詳細は役場保健課へお尋ね下さい。

郵便局から

小包は12月15日までに！

年末押しせまってから出されますと、年賀状の処理とも重なって年内配達ができなくなります。是非早目にお出しください。

小包は、内容品に適した材料でしっかりと包装してください。

年賀状は12月20日までに

年賀状は、12月15日からお引き受けします。

12月3日（土）、4日（日）、10日（土）、11日（日）は「年賀状を書く日」にあてていただき、早目に差し出しの御準備をお願いします。年末には約四十億通の郵便物が出回り、郵便局はテンテコ舞いです。あまり遅くなってお出しになりますと、元旦の配達に間に合わなくなります。

郵便物のあて名は くわしく完全に！

間違ったり不完全なあて名を書かれたために迷子郵便となるものが、全国で一日約四十万通にも達しています。

団地やアパートあては、「〇棟〇号」、「〇〇アパート〇号室」まで完全に、子供さんや下宿、間借り、同居されている方あてには「〇〇様方」の肩書をお忘れなく。

年末の特別警戒

恒例の年末特別警戒を、津奈木町消防団が行います。電気ストーブ、石油ストーブ等の後始末は忘れていませんか。ガスの元栓は、忘れずに締めましょう。タバコの投げ棄て寝タバコは、止めましょう。又お出かけまえには火の元、戸締りを、もう一度点検しましょう。

地元をうるおす「たばこ消費税」

ご存じですか

愛煙家のみなさん、あなたが毎日吸うたばこの税金で津奈木町がどれだけうるおっているか、ご存じですか。たばこの税金は全部が国に入るのではなく、地元のたばこ販売数量に応じて、県と市町村にたばこ消費税が専売公社から納められます。その金額は五十二年度で、二十本入り一箱につき市町村へ二十四円二十五銭、県へ十三円八十銭となっております。

たとえばあなたが一日二十本吸っているとしますと、一年間で県と町へ合せて約一万三千八百八十八円納めている計算になります。

昨年十一月から本年十月までの一年間に、本数で一千百三万九百本、金額にて約六千七百十六万九千円、これに対するたばこ消費税一千二百十五万八千円が町に納められています。

たばこは必ず町内のたばこ小売店で買うよう心掛けましょう。

年末年始の 運転免許証の 更新は早めに

年末年始の運転免許証の更新手続きについては左記のとおり受付ますので、早めに手続きを済せて下さい。

記

一、昭和五十二年十二月二十八日で、免許証の有効期限が切れる人は、できるだけ同日の午前中に手続きを済ませて下さい。

二、昭和五十二年十二月二十日から昭和五十三年一月三日までに免許証の有効期限の切れる人はできるだけ年内（十二月二十八日まで）に更新手続きを済ませて下さい。

ただし、年内に手続きができなかった人は一月四日午前中まで出頭して下さい。

三、一月五日以降は平常通りの業務となります。

救急車の 正しい利用の仕方

◇一一九番が通じたら、おちついてはっきり話してください。

① 所番地のほか、だれでもわかるような目標があればつけくわえる。

② ケガの原因、どんな状態で発病したかを説明する。

③ いま、どんな状態か、みたままの状態を簡単に説明する。

なお、ケガ人が大勢の時は、それを忘れずに話す、あとは係員の問にはっきり答える。

◇サイレンが聞えたら、救急隊員を誘導する人が玄関まで出て、救急隊員に次のことを連絡してください。

①救急隊が到着するまでの容態の変化。

②傷病者のために実施した応急手当の内容。

③持病があれば病名、かかりつけの病院と医者の名前。

歳末たすけあい運動

この運動の実施につきましては、例年格別のご尽力を賜っているところでありますが、本年も「みんなそろって明るいお正月を」のスローガンを掲げ、長期入院(入所)している人、又正月を病院や施設等で迎える恵まれない人人に少しでも明るい正月を迎えていただくために、歳末たすけあい運動を実施いたします。町民の皆様我が郷土津奈木町地域社会全体で社会福祉の充実強化の運動をおこし、これが発展に努め恵まれない方々のために物心両面の援護活動を進めております。津奈木町社会福祉協議会の運動方針にご賛同頂き、一戸当り二〇〇円以上の義捐金の拠出を宜しくお願いします。

年末年始の防犯心得

ー常に心の戸締まりをー

とくに大金を持ち歩く機会の多い年末は、「ひったくり」のかせぎ時です。

ひったくりは、大金の入ったあなたのカバンや、ハンドバックを路地のかげや車の中からねらっているのです。暗い所、人通りの少ない所、銀行、農協、郵便局の行き帰りなどは、特に危険です。

ひったくりにあわないよう次の点に注意しましょう。

① 夜間は、明るく人通りの多い所を通る。

② 無燈火の自転車、オートバイ車や不審な人が近づいた時は、用心する。

③ ハンドバックなどはわきにかかえて、車の通らない方の側にしっかりと持つ。

④ 大金を持ち歩くときは、はだ身につけ、周囲の人に気をくばり、なるべくタクシーや車を利用する。

⑤ 万一にそなえ、一一〇番ブザーなどの防犯器具を携帯する。

万一、自動車のひったくりにあった時は、車のナンバーを覚えておいて警察に知らせるようにしましょう。ナンバーを全部覚えられない時は、「下の二ケタ」だけでも覚えておきその場でなにかに書きとめておくようにしましょう。

日ごろの用心が大切

現金、貴重品の保管は

泥棒は、現金や貴重品をねらっています。被害を少なくするためにも日ごろから次のようなことを用心しましょう。

① 大金は家におかない。やむを得ずおく場合には、気づかれないようなところへしまう。

② 預貯金通帳と印鑑は別々のところにしまっておく。

また、預貯金通帳や貴重品の番号、型、特徴などを記録しておくこと。万一の場合には捜査に役立ちますし、被害品が返ってくる率が高くなります。

トピックス

『駅と駅前周辺を明るく一新』ということで、去る十一月一日から売店が開設されました。

無人駅に売店を置くのは、熊鉄局管内では始めてのことである。

「火災の予防を万全に 薄れがちな警戒心」

年末年始の時期は、忘年会、新年会など飲酒の機会も多く、とかく火に対する警戒心が薄れがちになる。火災のほとんどは不注意によるもので、忙しさのあまり「つい、うっかり」とか「だいじょうぶだろう」などというような安易な気持がもとになるので、次のことに心掛け火災の発生防止と安全避難に努めましょう。

一、火災の予防と消火

㈠火災を出さないために

ア、たばこの投げ捨てや寝たばこは絶対にしない。

イ、火気使用設備、器具のまわりは整理整とんし、燃えやすいものを置かないこと。

ウ、コンロ、ストーブなどで故障しているものは、修理して使うこと。

エ、出かける前、やすむ前には必ず火の元を再点検しよう。

㈡消火に備えて

ア、火災は初期の状態であれば誰でも消すことができるものである。この初期消火を効果的に行うため、消火器や水バケツなどの消火用具を準備しておく。

㈢火事になったら

ア、一一九番で、住所、目標、状況を適確に知らせる。

イ、隣近所や建物内居住者に大きな声で火事を知らせ、小さな火であれば協力して消火する。

二、避難について

㈠火災時には体裁を気にして着替えをしたり、物を持ち出すことなどせず、一刻でも早く安全な場所に避難する。

㈡ふだんから安全な避難方法などについて話し合ったり、訓練したりしておくことが大切だが、その場合次の事を考え、備えておく。

ア、身体の不自由な老人や病人幼児は避難しやすいところに寝させる。

イ、老人、病人、子供だけを残しての外出はさけ、やむを得ず外出するときには隣り近所に頼んでおく。

ウ、二階以上の階は、火災時に屋内階段による避難が困難となるので、避難ロープやはしごなどを備えておく。

御芳志御礼

部落	世帯主	故人
新川	村上藤蔵	セモ
中尾	森下栄蔵	イツオ
平国上	長浜一男	ツタヲ
小津奈木	岡本善蔵	市郎

右の方から町社会福祉協議会へ香典返しとして金一封ご寄附下さいました。この寄附金は町民福祉のため有効に利用させていただきます。謹んで御礼申し上げますとともに故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。